

## 第5回統計委員会・第7回基本計画部会 議事録

1 日 時 平成20年1月21日(月) 15:02~17:31

2 場 所 中央合同庁舎第4号館11階 共用第1特別会議室

3 出 席 者

### 【委員】

竹内委員長、吉川委員長代理、大守部会長代理、阿藤委員、井伊委員、佐々木委員、出口委員、野村委員、廣松委員、舟岡委員、美添委員

### 【統計委員会運営規則第6条による出席者】

#### 《国または地方公共団体の統計主管部課の長》

内閣府経済社会総合研究所長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、  
文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、  
農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、  
国土交通省総合政策局情報管理部長  
日本銀行調査統計局審議役(統計担当)、東京都総務局統計部長

### 【事務局等】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長、貝沼総務省政策統括官(統計基準担当)  
北田総務省統計企画管理官、會田総務省統計審査官

- 4 議事次第 (1) 専門委員の発令等について  
(2) 総務大臣からの諮問第2号の答申「平成20年に実施される漁業センサスの計画について」  
(3) 総務大臣からの諮問第3号の答申「平成20年に実施される法人土地基本調査及び法人建物調査の計画について」  
(4) 総務大臣からの諮問第4号「公的統計の整備に関する基本的な計画について」  
(5) 総務大臣からの諮問第5号「平成20年に実施される医療施設調査及び患者調査の計画について」  
(6) 今後の進め方等について  
(7) その他

5 議事録

○竹内委員長 それでは、ただいまから第5回統計委員会・第7回基本計画部会の合同会議を開催させていただきます。

本日は、大沢委員、門間委員が所用のため御欠席であります、他の方はおそろいになりましたので、これから始めさせていただきます。

また、東京都のオブザーバーとしておいでいただいております統計部長に人事異動がありましてお代わりになりまして、新たに三田村部長が就任されましたので御出席いただくことになりました。よろしく申し上げます。

では、本日の議事に入る前に、用意されている資料につきまして事務局から簡単に御紹介をお願いいたします。

○**内閣府統計委員会担当室長** では、お手元の資料を御紹介させていただきます。議事次第に配布資料ということで資料1から11まで番号を振ってあります。

資料1が名簿。

資料2が、部会に属する専門委員の指名について。

資料3が、諮問第2号の答申。今回は漁業センサスです。

資料4が、諮問第3号の答申。こちらは、法人土地基本調査及び法人建物調査の計画について。

資料5が、諮問第4号で「公的統計の整備に関する基本的な計画について」。

資料6が、諮問第5号で平成20年に実施される医療施設調査及び患者調査。

資料7が、「基本計画部会ワーキンググループについて（案）」。

資料8が、同ワーキンググループの運営について（案）。

資料9が、「公的統計の課題等に関する統計委員会基本計画部会でのこれまでの議論の概要」。

資料10が、「公的統計の課題等に関する「議論の方向性」について」。

資料11が、「公的統計の課題等に係る各委員提出資料」ということになっております。

それに加えまして、参考1から9まで参考資料を付け加えさせていただきます。御確認いただければと思います。

それから、先日、皆様にお知らせさせていただきました開催案内の中に、諮問第6号特定サービス産業実態調査の改正計画について記載がありましたが、諮問を延期させていただきましたのでお知らせいたします。御迷惑をおかけして申し訳ありません。

○**竹内委員長** それでは、議事に入ります。

本日の議題は答申が2件と、それから諮問が2件でございます。その他は、報告です。いろいろありますので、なるべく要領よくやりたいと思います。

議論の方は、諮問第4号と第5号は順序を入れ替えさせていただいて、第4号に関して、つまり基本計画については十分に議論をいただきたいと思いますので、それを後ろの方に回させていただきます。と思います。

では、始めさせていただきますが、最初は「専門委員の発令等について」ということでありまして、これに関しましては資料1に専門委員としてお願いする方の名簿がございます。

そして、資料2にそれぞれの専門委員が配属されまして入っていただきます部会の関係があります。このように発令させていただくことになりましたので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、総務大臣からの諮問第2号の答申案、「平成20年に実施される漁業センサスの計画について」、舟岡部会長から御説明をお願いします。諮問については一々読上げはしないことにしたいと思っておりますので、御了承をお願いします。

○舟岡委員 それでは、報告させていただきます。

お手元の資料3をごらんください。先月の統計委員会での報告以降、2回の部会が開催されました。第2回、第3回の産業統計部会がそれぞれ12月21日、本年1月10日に開催され、平成20年漁業センサスの計画について審議し、答申案が作成されました。それぞれの部会における審議内容は、資料3の答申案に添付された参考資料2の結果概要に記されていますのでごらんください。

それでは、産業統計部会において審議しました諮問第2号、「平成20年に実施される漁業センサスの計画について」に対する答申案について説明させていただきます。

まず、審議結果として「(2)理由等」で示した内容に留意することを条件に、諮問の計画を承認して差し支えないという結論になっています。

次に、結論に至る改正計画の個々に対する部会の判断と、計画の実施に際して留意すべきと指摘した事項について説明いたします。主な計画事項は、「ア.調査体系について」から、「イ.調査方法について」、「ウ.調査事項について」、「エ.概念・定義について」、「オ.集計事項について」までの5点であります。

「ア.調査体系について」は、「漁業経営体調査」及び「内水面漁業経営体調査」において官公庁、学校、試験場を調査対象から除外する。

「漁業従事者世帯調査」を廃止する。

「漁業管理組織調査」について、今回調査から漁業協同組合に関連した漁業管理組織以外のその他の集まりについては除外する。

「海面漁業地域調査」及び「内水面漁業地域調査」において、コミュニティ活動等の調査項目から祭り、イベント等を削除する。

「水産物流通機関調査」について、水産物卸売業者調査票及び水産物買受人調査票を廃止し、魚市場調査票のみとし、調査の名称も「魚市場調査」に変更する。以上の計画であります。

「イ.調査方法について」は、農林水産省職員による調査から調査員調査に移行し、調査方法を面接聞き取りによる他計申告から自計申告に変更する。ただし、調査客体からの申出があった場合には調査員による面接聞き取りも可能とする。

「流通加工調査」において、政府統計共同利用システムを活用したインターネット申告も可能とする。以上の計画であります。

「ウ.調査事項について」は、生産構造をとらえる調査事項に限定し、削減する一方、マグロ類についての養殖の実態、新規就業者の実情、漁家民宿利用者数等を調査事項として追加する計画であります。

「エ.概念・定義について」は、今回調査において常用雇用者の定義を事業所・企業統計調査、工業統計調査等と整合させ、これに出向・派遣受入者のうち、同様の定義に合致する者、

個人事業主、無給の家族従業者及び常勤の役員を含めて、常時従業者という新たな概念を設け、その他と区分して把握する計画であります。

「オ. 集計事項について」は、新規に追加した調査事項について他の調査事項の集計結果表との整合性に配慮して集計結果表を作成する計画であります。

以上につきまして、次の2点について変更することを除いて、いずれも妥当とされました。

1点目は、「ア. 調査体系について」の中で、当初計画では調査対象外とされていた官公庁、学校、試験場の中で、日本標準産業分類において漁業に分類される都道府県の栽培漁業センター、水産増殖センター等は調査票等に必要な修正を加え、引き続き把握することといたしました。

2点目は「ウ. 調査事項について」の中で、新規就業者については過去1年以内に新たに漁業を始めた人を調査するようになっていましたが、その表現を「過去1年以内に漁業を始めた人」に修正するとともに、雇用された新規就業者については作業日数の制限を設けずに把握するように変更することといたしました。以上の2点が、当初計画からの変更であります。

次に、「今後の課題」については今回の計画を承認するための条件ではありません。今後、漁業センサスをより充実させていくため、必要と考えられる事項として漁船登録データの活用を取り上げています。「今後の課題」に記してありますが、漁船登録データには漁業種類、または用途、推進機関の種類及び馬力数、進水年月日等の情報が含まれています。これら漁船登録データを活用することによって報告者の負担を増やすことなく、有用な情報を得ることが可能であると考えられ、漁業センサスで活用可能な漁船登録データを精査して、その活用方策について引き続き検討する必要があるとしています。

ただし、実施者であります農林水産省では部会での指摘を受けてデータ提供の働きかけを都道府県に行い、ある県から協力を取り付けて、2003年漁業センサス結果と、入手した漁船登録データを元に、調査客体名と漁船使用者名、住所、船名、この3つをキー項目としてマッチングして検証作業を行って、現在結果を精査中であります。

以上が漁業センサスの計画についてでありまして、それぞれ妥当とした理由については、答申案の中に記されていますのでごらんください。

以上が答申に関する報告ですが、引き続きまして、基本計画部会やその他の部会での議論の参考として、部会における審議の際に出た意見を踏まえて、部会長見解として報告させていただきます。席上配布された「平成20年に実施される漁業センサスの計画の審議に際して出された意見について」という2枚紙をごらんください。今日、配布されたもので、資料番号は付いていません。

これは私の個人的なメモの扱いになりますが、3点について取り上げています。「漁船登録データの活用について」、と「地域におけるコミュニティ活動等の把握について」、と「調査方法の見直しについて」であります。

まず1点目の「漁船登録データの活用について」は、答申案においても今後の課題に記しましたが、部会の審議の際にデータを所管する都道府県からの意見なども参考にして、漁業セン

サスにとどまらない課題として、部会長報告として報告させていただくことといたしました。

漁船法に基づき都道府県が保有している漁船登録データの活用の可能性について検討が行われましたが、登録データに関する限られた検討ではありますが、各都道府県が独自の電子化を図っており、データ形式等は統一されていない、最新のデータではないので必ずしも実態を反映するものではない、また、各都道府県の個人情報保護条例で、行政記録として徴収している個人情報について、「統計作成目的の場合にはデータを提供することができる」旨の規定のある県と規定のない県があり、提供を可能とする県においても住民のプライバシー意識の高まりから提供に消極的な県が多い、さらに、県からの意見として、活用に当たり国から協力依頼の文書をいただければ提供しやすいといった意見が出されました。

このような状況にかんがみて、今回の漁業センサスでの登録データの活用は困難であると判断しましたが、課題の中で農林水産省において引き続き検討することを要望し、それを受けて先ほど御説明いたしましたように農林水産省では検証作業を開始しています。

しかしながら、行政記録の活用に係る課題と、その対応策については、統計委員会が明確な方向性を打ち出すなど、個別案件ごとに対処するというよりも、政府統計全体として対応していくことも必要であると考えます。

2点目は、「地域におけるコミュニティ活動等の把握について」であります。部会審議では共同体、コミュニティ、集落などはこれまで漁業を支えてきた基盤であり、今後漁業を発展させる上で重要な組織的な役割を果たすと考えられる。産業構造が変化の中で、地域活性化施策の観点から地域でのコミュニティ活動等の状況を把握することは重要である等の意見が出されました。

しかしながら、地域におけるコミュニティ活動をとらえるならば、漁業に関する情報だけでは不十分であると考えられます。個々の活動については、それぞれ所管する行政機関が把握しているため、将来的には産業全般にわたってとらえるべき情報とは何かを明確にして、産業を支えるコミュニティ活動を有機的にとらえていくことを検討する必要があると考えます。

3点目は、「調査方法の見直しについて」であります。これまで調査客体への面接聞き取りによる調査方法から、今回の漁業センサスの計画では、自計申告方式を基本とする調査方法へ変更することについて、部会では農林水産省の見直し案を妥当であると判断しました。

ただし、実情をよく検討いたしますと、漁業者の高齢化が進んでいることから實際上、全面的な自計申告への移行は困難であり、都道府県・市町村担当者からも調査客体の申出があった場合には面接聞き取り調査もできる余地を残すべきという強い意見・要望が示され、調査客体からの申出があった場合には面接聞き取りによることも可能とする調査方法としています。

各種統計調査の見直しに際しては、「調査の簡素・効率化」及び「調査客体の負担軽減」の観点に立つことは当然としましても、何よりも正確な統計情報を収集し得るか否かという観点が極めて重要です。各府省が実施する統計調査は、それぞれ調査対象や調査内容が異なっており、例えば漁業センサスにおきましてはとりわけ、他の企業・事業所を対象とした調査とは異質であって、高齢の個人の中小零細な漁家が主たる調査対象であり、かつ活動現場と調査場所は離

れているため、フェイス・ツー・フェイスによる調査方法でなければ正確な調査結果が得られないケースも少なからずあります。

こういう具合に、各種統計調査の見直しを検討する際には、一律に簡素・効率化の観点にのみ依拠することなく、当該統計調査の特徴を十分考慮して調査精度の維持についても十分検討を行った上で効率化を図る必要があると指摘しました。

以上、部会長として報告させていただきました。

**○竹内委員長** どうもありがとうございました。何か御質問、あるいは御意見はございませんでしょうか。

この前、阿藤部会長にも出していただいたのですが、審議された場合にいろいろ出された意見について、答申に直接書き込まれないようなことでも今、舟岡部会長から御報告いただきましたようなことは是非まとめておいていただいて、後で統計委員会として各方面に要望を出したり、いろいろなことをするとき重要な資料として使わせていただきたいので、こういう記録は是非これからもお願いしたいと思います。

それはそうとして、この答申そのものについて、あるいはそれに関連してでもよろしいですが、何か御議論、御意見はございますか。

もし御意見がなければ、今日はたくさんのテーマがありますので、それでは答申案についてお諮りします。平成20年に実施される漁業センサスの計画について、委員会としての答申は資料3の案のとおりでよろしゅうございましょうか。

（「はい」と声あり）

**○竹内委員長** では、その点について御了解いただいたものとみなします。それでは、資料3によって総務大臣に答申いたします。部会長を始め、部会に所属される委員の方々におかれましてはどうぞ御苦勞様でした。ありがとうございました。

では、続きまして総務大臣からの諮問第3号の答申案、「平成20年に実施される法人土地基本調査及び法人建物調査の計画について」、美添部会長から御説明いただきます。

**○美添委員** お手元の資料4に答申の2枚紙と、参考資料1として諮問のときに説明資料に使われた諮問文及び概要、参考資料2として、第2回、第3回部会の結果概要が付いております。前回の統計委員会第1回の部会の審議概要について報告しましたし、第2回も口頭で説明しましたので、第3回の部会の概要だけ説明が必要ですが、これは答申案の報告の中で合わせて説明させていただきます。

それでは、企業統計部会において審議しました諮問第3号、「平成20年に実施される法人土地基本調査及び法人建物調査の計画について」に対する答申案の説明に移ります。

審議結果として「適否」は計画を承認して差し支えないとしておりますが、(2)の「理由等」で示した内容に留意することを前提としております。

この結論に至った理由と計画の実施に関わる留意事項のうち、主要なものとして(2)の「理由等」に、「ア. 調査方法」、「イ. 調査周期」、「ウ. 調査票・調査事項」、「エ. 集計事項」という4つを挙げております。これについて、その内容を紹介いたします。

まず「調査方法」ですが、インターネット等を用いた電子調査票による調査を可能とする計画については、調査の効率化、及び報告者負担の軽減を図るものと考えられ、妥当としました。

ただ、多くの土地建物を所有する法人については、前回の調査でも実施した電子記録媒体、あるいはその出力結果を提出するという方法が報告者負担を軽減しています。この方法は今回も引き続き実施することとされているのですが、そのような提出方法について周知を図ることが必要であるといいました。

また、平成 18 年の予備調査におけるオンラインは極めて少なかった。そのため、オンラインが利用できるという提出方法について周知させることを求めました。

更に、調査事務の民間事業者への委託について、各府省統計主管課長等会議申合せである「統計調査の民間委託に関するガイドライン」に基づいて、調査実施者において適切な入札や契約の実施、実査におけるモニタリングを通じて調査精度の確保を図ること、委託先の民間事業者に対し、職員に対する機密保持についての研修指導、調査票管理の徹底などの措置を講じさせること。以上が計画されていることから妥当と判断しました。

なお、調査実施者においては業務委託した民間事業者に対する指導監督が今後も適切に行えるように、能力の保持に今後も努めることが必要であると記しています。

次にイの「調査周期」ですが、「企業の土地取得状況等に関する調査」など、ほかの統計調査があり、また業務資料などでも法人土地基本調査に関連する土地所有の変動状況が相当程度正確に把握できることがわかりました。そのため、法人土地基本調査を 5 年周期としても、その中間年における土地の変動状況が把握できることから、約 50 万法人を対象とする大規模な本調査の実効性と報告者負担を勘案して 5 年周期が妥当と判断しました。

ウの「調査票・調査事項」のうち、調査票については今回から電子調査票が導入されますが、その様式を考慮して前回の A 4 縦型から A 4 横型へ変更する提案がなされています。新しい調査票は、コンピュータに入力する画面でも見やすくなっていることなどから妥当としています。

調査事項については、法人建物調査で一部変更がありますが、これらの変更は政策ニーズや社会的情勢の変化を踏まえたものであることからおおむね妥当としました。「おおむね」というのは、ただし書きで、土地及び建物の土地利用状況を的確に把握するためには、法人土地基本調査では利用されていない建物が建っている土地、また法人建物調査では利用されていない建物、この項目をそれぞれの調査で把握すべきであるという意見があり、それを調査事項に加えることが必要と判断したとことによります。

エの「集計事項」に関しては計画どおりで妥当であると判断しております。

以上の審議を踏まえて答申は、指摘事項への留意を求めるとしながら、諮問の「平成 20 年に実施される法人土地基本調査及び法人建物調査の計画について」は承認して差し支えないとしております。

次に、2 番目の項目に「今後の課題」があり、3 点記しております。

まず第 1 ですが、行政記録の利用に関して、土地と建物についての情報としては、固定資産課税台帳や登記済み通知書などがあります。それらの利用には幾つか制約があることが明らか

になっております。具体的には、所在地ごとの情報を法人別に名寄せすることが難しい、地方自治体ごとにデータ形式が統一されていない、調査内容の一部の情報しかこれらの行政記録から入手できないなどが問題となりました。現状の行政記録に関しては有効な活用方法が残念ながら見つからないことから、今回は利用を見送ることを部会の結論としています。ただし、次回以降、行政記録を活用する可能性について、引き続き検討することを求めています。

これについては、後ほど別紙で部会長としての考え方を説明しますが。

2番目の課題はいわゆる「駅ナカ」の問題で、これらの商業施設は大都市を中心に増えてきているのですが、駐車場用地と分類しますと、法人土地基本調査では都道府県別にまとめて報告する調査票Bという簡素な調査票の対象となっています。また、法人建物調査では調査対象から除外されています。

今回の調査でいわゆる「駅ナカ」を把握することについては、調査記入負担から調査協力の確保が難しいこと、また調査技術的な問題等も残されていることから見送ることとしました。しかしながら、大都会の駅は単なる駐車場用地とは異なること、また、まちづくりの観点からも影響があることなどが指摘されているため、次回以降の調査において「駅ナカ」などの把握について検討することを求めたものです。

3番目に、全数調査の対象になっている資本金1億円以上の法人についてですが、前回及び前々回の結果を元にパネルデータを作成し、内部的な分析が行われています。これらのパネルデータは有意義であり、集計の際の推計利用等も可能であることから、今後も継続して作成してほしいという要望を出しております。

また、これらは現在は分析結果を公表していないので、結果精度を検証しつつ、パネルデータ分析結果の一般への公表についても検討してほしいとしています。

答申案の説明は以上ですが、先ほど舟岡委員が説明された席上配布資料の次に、私の名前を出ているものが配布されていると思われま。行政記録の活用について検討した土地基本課税台帳に関して、困難な問題をあげています。

まず固定資産課税台帳を閲覧するためには納税義務者から所在地別に委任状が必要である。つまり、調査客体である企業に出向いて個別に委任状を取る必要があるというのが1番目です。

2番目は、固定資産課税台帳の年次的記録の形式が統一されておらず、市町村ごとにまちまちであるという点です。

3番目に、この行政記録のみでは法人土地基本調査及び法人建物調査の調査事項のすべてを補うことができない。

4番目に、固定資産課税台帳登記簿等は所在地ごとのため、法人として名寄せすることが難しい、名簿情報と実態との乖離が見られるという問題点があるため、今回の活用は先ほど申し上げましたように困難であると判断しています。

しかし、部会での議論として、行政記録を保有する側に若干の工夫が期待できれば統計側で必要なデータを利用する方法は十分考えることができる。そのため、行政記録の利用を簡単にあきらめるべきではないという意見がありました。また、行政の中で連携をとって国、地方と

いった協力体制をとってもらいたい等の意見もありました。

調査実施者としても、次回調査に向けて引き続き検討することを考えているという回答を得ています。

このような問題について、個別の諮問答申の際に案件ごとに対処することには明らかに限界があります。そのため、統計委員会において行政記録の活用に関わる課題とその対応策について明確な方向性を出すなど、政府全体として対応していくことが必要である。この点については舟岡委員と全く同じ意見を持っております。

答申に関する説明は以上です。

○竹内委員長 どうもありがとうございました。何か御質問、あるいは御意見はございますか。

はっきりさせたいのですが、土地建物の不使用、今は使わないでいるということについての実態もとらえるようにすることが必要であるという答申になっていますが、これはそういうふうにしていただけることになっているんですか。

○美添委員 結果概要には書いてあるのですが、法人が所有している土地の利用状況について記入する際、そこに建っている建物が使用されていない場合は、「その他」の中に一括して書かれている。これを今回は別掲して集計するのですが、ただ、過去にこれに関しては審査をしていなかったため、今回の調査の結果を見ながら内訳としてどこまで立つかを検討することとしています。それが土地の方です。

○竹内委員長 つまり、部会としてはそれで承したわけですね。

○美添委員 調査票で内訳を取り、集計で対応することになっています。それが、おおむね妥当であるとした理由です。

○竹内委員長 やむを得ないかもしれませんが、とにかく、そういうことは承したわけですね。

○美添委員 はい。この対応は望ましいというのが部会の意見です。

○竹内委員長 何かほかに御意見、御質問はございますか。

もしなければ、部会でもいろいろ十分御審議いただいたことと思いますので、この答申案はこの形で答申として承いただけますでしょうか。

(「はい」と声あり)

○竹内委員長 それでは、了承していただいたものとしまして、ただいまの答申案のように総務大臣に対して答申いたします。美添部会長を始め、部会の皆様にはどうもありがとうございました。お礼を申し上げます。

それでは次は新しい諮問ですが、先ほど申しましたように順番を入れ替えまして、まず最初に医療施設に関する諮問です。諮問第5号の「平成20年に実施される医療施設調査及び患者調査の計画について」ということでもあります。これについての御説明は、総務省の方から願います。

○會田総務省統計審査官 それでは、諮問第5号について説明をさせていただきます。お配りしております資料6のところに資料がひと塊ございます。

資料の初めに総務大臣からの諮問書がございますが、諮問第5号として今年実施されます医療施設調査（指定統計65号）を作成するための調査及び患者統計（指定統計66号）を作成するための調査、その改正計画が挙がってまいりましたので、その承認に当たり統計委員会の意見を求めるというものでございます。

今回の諮問の概要についてはポンチ絵の2枚の後ろに「諮問の概要」ということで書いてございますが、頭のポンチ絵の2枚の方で説明させていただきたいと思っております。

まずA4の縦型のポンチ絵の方をごらんいただきたいと思います。医療に関する統計は多々ございますが、医療のサービスの提供と、それを受ける患者の面から見たときの調査というものを簡単に整理してございます。

まず一番上のところに医療施設がございまして、その次にそこで従事する医者、薬剤師、歯科医師、そういう個々に関する統計がございまして、一番下に患者に関する統計がございまして。今回御審議いただくのは医療施設調査という上のところと、下の患者の一番上にある患者調査ということでございます。

医療施設調査と申しますのはそこに目的が書いてありますが、まず③のところに「医療施設を対象とする統計調査の母集団情報の提供」ということで全数調査を行う。これは実際には、保健所の方から各医療機関に郵送で調査票を送りましてそれを回収するという形をとってございます。

調査の対象はそこに書いてありますように病院が約9,000、一般診療所が約10万、歯科医が約7万ということで、合計18万施設が対象となるということでございます。この中には動態と静態がございまして、動態調査というのはその医療機関での変更とか、新規とか、改廃があったときに出来る届出やそういったものから統計をつくるものでございますが、静態調査の方は全数を調べるもので3年に1回行っているということで、平成20年が調査年に該当いたします。

そのほかに、医療施設の方では施設の状況と従事ということで医者の数とかも調べてございますが、ほかには病院報告という承認統計調査もございまして。それから、医師、歯科医師、薬剤師調査とか、そういった届出統計調査もございまして。

病院報告とは主に病院を対象としているものでございまして、医療施設の方は特に病院の方は重複の排除の観点から病院に関しては医師の数などは調べずに、一般診療所の医師の数などを調べているということで、役割は住み分けを行っております。

下に移りまして患者調査というものがございまして、こちらの方は全数ではなくて標本調査で、医療施設の一部について、そこにかかった患者、平成20年の場合ですと10月21日から23日の間の指定された1日に、医療機関に訪れた外来の患者の方、または入院されている患者の方、9月の1か月で退院された患者の方の記録をカルテなどから写して調べるということでございます。約1万4,500の施設で、調べる患者は約330万となっております。

この患者調査の特徴の1つとしまして、330万の患者全部を詳細に調べるのではなくて、奇数の生年月日の方は詳細を調べ、偶数の方は医療機関を訪れた患者の数のみを報告するという

形をとっております。こちらの方も調査周期は3年という形になっております。

この患者調査の方からは全国に300くらいございます二次医療圏ごとの疾病別の患者数、外来と入院とございますが、それが推計されるというものでございます。そのほかに、病院報告とか、そういったものもございますが、そちらの方は患者の総数はわかるけれども、患者の疾病別の内訳とか地域別のもはわからないということで、患者調査は詳細を把握するという位置付けになってございます。このような2つの調査を今回諮問させていただいております。

もう1枚めくっていただきまして、今回の改正内容でございますが、今回2つの調査とも調査の方法は変更してございません。調査事項のみの変更ということで諮問が上がってございます。

まず医療施設調査の方でございますが、主な調査事項ということで開設者であるとか診療科目、許可病床数とか救急病院・診療所の告示の有無とか、そういう病院なり医療機関の特性とか、機能とか、そういったものを調べているところでございます。今回の改正内容ということで下の大きな四角のところでございますが、医療制度改革大綱ということで平成17年12月1日に定められております大綱がございまして、それに沿って調査事項の見直しをしている。

黒ポツで書いておりますが、産科とか小児科の医師の数が少ないということが叫ばれておりますが、診療科別に医師の数を把握するとか、退院した人の担当の専任者がその医療機関に置いているか、置いていないか。それからまた、健康診断とか保険指導を実施している体制があるか。そういったものを今回新たに追加するということがございまして。

それから、「制度改革への対応」ということで、診療所の許可病床の中で、従来ですと療養型の病床といったものが制度の改革で一般病床に名称が変わるとか、次の黒ポツに書いておりますが、「開設者の区分」ということで、地方の方に行きますと地方独立法人が運営している病院とか、そういう新しい区分が出てまいりましたので、そういったところを整理するということです。

それから、1番と2番で調査事項を増やす見合いの部分と、余り利用頻度が少なくなった調査事項については減らすということで、記入者負担等の軽減の観点からの側面と、医療施設の面積とか、余り大きく変動しない項目であるとか、看護の実施状況とか、こういったものはレセプトの方の関係の統計から取れるということで、こういったものは今回削除するというところでございます。

右半分をごらんいただきますと、患者調査に関するものでございますが、患者調査の主な調査事項と申しますのは、ここに書いてありますが、個人の生年月日等の属性のほかに受療の状況、どんな疾病であるか。それから、診療費支払いの方法はどんな保険を適用しているか。そういったところが主な項目になってございます。

今回の改正内容でございますが、下の四角のところを書いてありますように「副傷病名」というものがございまして。これは今までの経緯がございまして、平成14年の患者調査までは副傷病名を調べておりましたが、17年調査で落とし、それについていろいろ議論がございました。今回は、副傷病名について新たに追加する。ただ、副傷病名は一般的に言っても難しいという

ことがありまして、生活習慣病に関する副傷病について選択肢を列挙しまして、その中から選んでいただくということをやっております。

それから、「制度改正への対応」というところで「診療費等の支払方法」ということがございますが、健康保険の保険制度がいろいろ変わっております。従来、政府管掌健康保険というものがございましたが、それも都道府県に分割するということがございます、全国健康保険協会の管掌の保険とか、そういったところで選択肢の方の整理がございます。

それから、1番の調査事項の追加の見合いで記入者負担の軽減ということから調査事項を幾つか落としてございますが、「心身の状況」とか書いております。こういったものはレセプトの方の関係の統計からわかるということで、今回落とすことにしております。

簡単ではございますが、以上が諮問の概要でございます。よろしくお願いいたします。

**○竹内委員長** どうもありがとうございました。何か現在、確認したいといひますか、そういう御質問なり、あるいは御意見がありましたらどうぞ。この件は人口・社会統計部会に付議していただくこととなりますので、阿藤委員長のところでお願いするわけですが、それ以外の部会に属する方で何か御意見がありましたらどうぞ。

**○井伊委員** いろいろ細かいことで、調査体系ですとか、個別の質問票にコメントがありますので、文書で部会に別途提出いたしますので、よろしくお願いいたします。

**○竹内委員長** それでは、そうしていただけるとありがたいと思います。

この調査のいわば本来の実施者である厚生労働省の方から何か御意見なり御説明なりございますか。特にありませんか。部会の審議の中ではいろいろ御説明いただくことになるかと思ひます。

それでは、この件は人口・社会統計部会で審議していただくことにいたしまして、阿藤部長にはよろしくお願いいたします。

それでは、一番ある意味で重要といひますか、大きな問題点であります、「公的統計の整備に関する基本的な計画」に関する諮問について、総務省から御説明をお願いいたします。

**○北田総務省統計企画管理官** 総務省政策統括官室の北田でございます。私から諮問について御説明をいたします。

お手元の資料ですと、資料5でございます。諮問第4号、まず諮問文を読ませていただきます。「公的統計の整備に関する基本的な計画について。標記について、統計法第4条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。」ということでございます。

ここで引用しております統計法の第4条第4項につきましては、資料5の後ろから2枚目のところに統計法の「基本計画」の部分、第4条ですけれども、抜粋してございます。この中の第4条第4項ということで、「総務大臣は、統計委員会の意見を聴いて、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない」とございます。これに基づきまして、統計委員会に総務大臣から基本計画についての意見を求めるというものでございます。

総務大臣からの諮問ということで、諮問側としましての諮問の趣旨につきまして、参考の資料が諮問文の紙の後ろに付いてございます。こちらについて若干説明をさせていただきます。

この紙の趣旨は今、申しましたように諮問者としての課題認識、諮問に当たっての課題認識を示すということなのですが、この統計委員会でも今まで統計行政の課題につきまして議論が続いております。それを十分踏まえた形で、諮問者としての課題の認識を書いたものというふうに考えていただければと思います。

幾つかの項目に分かれておりますが、最初の「Ⅰ．基本計画策定の趣旨・背景」です。ここにつきましては今回の新法制定の趣旨と重なりますが、19年5月に統計法が全面改正されて、「公的統計の整備に関する基本的な計画を定めなければならない」ということになりました。この作成に当たって統計委員会の意見を聞くということで、今回諮問をさせていただきました。

「Ⅱ．我が国の公的統計の現状」ということで整理させていただきましたが、これにつきましてはそれぞれの項目、今回の新法制定に当たって統計制度改革について各方面で御議論いただきました。そこでも指摘されましたことを簡潔にまとめてございます。

つくる方では、経済活動のグローバル化とか、産業構造の変化とか、そういう形での変化への対応です。それから、調査環境の変化です。使う方としましては、1つは行政情報の統計への活用、あるいは統計の利用としましては統計利用の多様化・高度化への対応、それから実際に統計整備の基本、基礎になります統計作成に係る予算・人員等のリソースの有効活用、こういうような点が現在の公的統計の現状、克服すべき課題ということで各方面から御指摘をされ、私どももこういう認識で諮問を考えているというところでございます。

Ⅲは「基本計画策定に当たっての検討事項」ということで、ここに3項目挙がっておりますが、これは基本計画の部分につきましてここに挙げられた3か条で定めるという形で統計法に定めておられますので、それをそのままここに引用させていただいたものでございます。

それで、最後のポツですけれども、「上記の検討に当たっては、別記の事項を含めた総合的な検討を行っていただきたい」ということで、別記というのは次のページにある1枚紙でございます。こちらは、先ほど申しましたように今までの統計委員会での議論も十分踏まえて、諮問者としての課題認識ということで示したものでございます。もとより、委員会でのアウトプットを制約するという性格のものではございませんが、諮問に当たりまして諮問者としての課題認識というものを簡潔に整理したものでございます。

ごらんになりますと、今まで議論されていたこととほとんど軌を一にするところが多いと思いますが、「公的統計の整備の考え方」、「公的統計の体系的整備」ということで「経済統計関係」と「人口・社会統計関係」、「統計リソースの有効活用等」、それから「統計作成・利活用環境の整備」ということで、この中には統計の作成関係、例えば行政記録の活用であるとか、そういうものもここに入ると思います。それから「統計の利活用関係」ということで、今回新しく制度化されましたオーダーメイド集計、匿名データなどの方策、あるいはデータ・アーカイブ等も含めた今後の利活用に関する事項というものがあります。それから、全体として「IT活用方策」ということで、統計の作成あるいは利活用におけるITの活用というものも重要な課題であると認識しております。

このような認識の下で、総務省としてはこの委員会に諮問をさせていただきたいという

ことでございます。

それで、もう1枚めくっていただきますとスケジュール案というものがございますが、これも法律で基本計画を策定するという立場から考えましたスケジュールの一つのイメージでございます。一番下の方ですね。新統計法全面施行が平成21年の春となっております、このときには今後の統計整備の設計図になります基本計画の閣議決定が既にされている。これに基づいて統計法の全面施行を迎えるということが一番のポイントとなっております。そうしますと、答申をいただいて閣議決定をするプロセスというものを考えれば、でき得れば今年の年末ごろを一つの目途として答申をいただければというのが諮問側の希望でございます。

更にその1つ前のステップを見ていただきますと、こちらも法定ですけれども、総務大臣は基本計画策定に当たってここではパブリックコメントと書いてありますが、広く一般の意見を求めるということが規定されております。これを、中間的な報告が統計委員会で御審議できたところでかけさせていただければと考えております。

こうしたゴールをにらみまして、本日、総務大臣から諮問をさせていただくことになりました。審議をよろしくお願ひしたいと思います。

私からの説明は以上でございます。

**○竹内委員長** どうもありがとうございました。ただいまの御説明のとおりですが、この諮問は今までの普通の諮問とは違って、原案に当たるようなものがなくて、ただとにかくこの基本的な計画について統計委員会の意見を述べてほしいというだけでありまして、もちろんこういう方向でやってほしいという御要望は出ているわけですが、もともとの原案があって、それについてただ意見を言うという形ではなくて、いわばこの基本計画そのものの作成過程自体を統計委員会として担うということにほとんどなっていると思いますので、どうか皆さんにもよろしくお願ひいたします。

そういうことで、とりあえず今の諮問文あるいはその御説明について何か御質問あるいは御意見はございますか。

もし御意見がなければ、諮問文はそういうことでいただいたということにして、すぐ今後の議論の進め方、つまりこの基本計画に関してどのように議論を進めていくかということについて御意見を伺いたいと思います。実は、既に皆さん御承知のように、今までこの基本計画に関わることについていろいろと議論はもう既にされているということもあるので、それについては資料があると思います。もう既にそこに出ていると思いますので、この資料についても一度事務局から御説明いただけますか。

**○内閣府統計委員会担当室長** 今、委員長からお話がありました意見というのは、資料7という横長の紙でありまして、これまでの基本計画部会での議論で委員の方からいろいろな御意見を承りました。それが資料7の「主な検討課題」というところにまとめられるのではないかと事務局としては考えております。それで、これを整理した形で幾つかのテーマにまとめた上で、基本計画部会の下にワーキンググループをつくって、そこで委員の方に集中的に御議論をいただければと考えております。

それで、この資料7は真ん中のところに「基本的な方向」と書いてありますけれども、これはあくまでもアウトプットのイメージでありまして、こちらにも具体的な中身に関してはそれぞれの委員の方に意見を出していただいて、また審議協力者の方を交えてアウトプットをつくっていただければと考えております。今、委員長から話のあった主な検討課題というものは、この資料7の内容に沿ってということでありまして。

**○竹内委員長** そういうことでありまして、何回も既に御議論いただいているわけですが、この前も御紹介しましたように基本計画部会の具体的な内容を決定するに当たってはワーキンググループをつくって、それぞれについて手分けしてといいますか、分担していろいろ御議論いただくということに大体基本的に御了承いただいていると思いますが、それにつきまして改めてここに一応整理していただいて、こういう形で4つのワーキンググループをつくろう。

その上で、「基本計画部会ワーキンググループの運営について（案）」というのが資料8にあります。それも形式的なことなのかもしれませんが、平成20年の夏を目途に議論を取りまとめていただくということを前提にしてワーキンググループごとに議論をしていきたいということでありまして。そういうことで、こういう方向で運営していくといいますか、今後検討を進めていくということにつきまして、資料7を一応手掛かりとして何か御議論、御意見がございましたら今いろいろ伺いたいと思います。幸いまだ時間は少しありますので、この問題についてはいろいろ議論をいただきたいと思います。

**○井伊委員** 第4ワーキンググループとの関係について伺いたいのですが、私は第3グループで、これは例えばの話ですが、医療統計の体系化を議論する上でレセプトデータのような行政記録を整備して活用することが必要というような考え方を提示しましても、もし第4ワーキンググループで、その行政記録の関係として、レセプトデータは統計法の下では管理しないという何らかの結論が出ますと、せっかく第3ワーキンググループで議論をしたことが徒労になってしまうような気がしまして、やはり行政記録というのは千差万別なので行政記録の利用方法に関しては各分野で議論させていただけないか。仮にそうしたときに第4ワーキンググループとの関係はどうなるのかということをお伺いしたいと思います。

もう一つは、匿名データに関しても行政記録と同様で、やはり各分野で個々の統計データをどのように設計、再構築するかを議論するだけではなくて、どのように利用するかということも重要になってくると思いますので、第4ワーキンググループとの関係というものがもう少しわかればと思います。

**○竹内委員長** 私は4つのワーキンググループをつくるということについて、まず第1にこれは縄張りを厳密に決めて、お互いにここまでは自分の縄張りでここからは向こうの縄張りだという形では議論していただかない方がいいと思うので、重複することその他は幾らでもあっても構わないと思います。

それから、ただいまの行政記録の利用というようなことについてはほとんど全部のグループになるべくいろいろ議論していただいて、結論はそのワーキンググループの間では必ずしも一致しなくてもいいと思うのですが、全部に関わる大きな問題については改めて全体としての統

計委員会の基本計画部会に上げていただいて、ここでいろいろ議論させていただきたい。

私の希望としては、それを統計委員会の要望として、やはりこれは統計委員会だけで決めても話が決まるわけではありませんで、各方面にいわばお願いをしなければならぬので、そのお願いを統計委員会として持っていくという形にしたいと思いますので、それはむしろ統計委員会全体の意思であるということにまとめていただくことが望ましいと思います。ですから、そういうためのいわば元になるような御意見をそれぞれの部会でまとめていただくという方向でやっていただければいいかと思います。

それで、第4ワーキンググループではそれに関して特に制度的な問題とか、技術的な問題があれば、それはそのことを中心にして行政記録についても議論していただくことが望ましいと思いますので、ほかのワーキンググループではむしろ技術的な問題よりも、こういうデータがここにあるから、こういうことから得られるのではないか。それだからその情報が欲しいというようなことを出していただければいいのではないかと私は今のところ考えています。そういうことで、とにかく余り縄張りがどうということではなくお考えいただきたいと思います。

**○吉川委員長代理** 今、委員長がおっしゃったことと重なるのですが、要するにワーキンググループで縄張りなく重要だと思われることはもちろん議論していただければいいだろうと思うのですが、要するにずっとワーキンググループで長いことそれぞれ議論されて、かなりでき上がったというところでこの統計委員会に出るというよりは、時々中間的な議論の進行をここに出していただいて、この委員会で議論すればおのずから4つのワーキンググループでいろいろな議論がなされていることをコーディネートすることも可能になるのではないかと思います。それが1つです。

もう一つは少し別ですが、先ほど事務局から御説明のあった資料で、番号の付いていない諮問の趣旨についてというものの2ページに別記ということで論点がいろいろ書いてあると思います。確かに基本計画に盛り込まれるべき論点というのはたくさんあるということなのですが、その中に「基幹統計として指定すべき公的統計」、要するに何が基幹統計なんだという問題が一つの大きな問題としてあるわけです。

これについてはもう一つ、一番上の「公的統計の整備の考え方」というところに「基幹統計の指定等の基準」というものもあります。これも確かに議論することは必要だと思いますが、先ほど井伊委員がおっしゃったようにワーキンググループの幾つかに分かれていると思うのですが、私は基準は基準としてしっかり議論していただくというのは結構だと思いますが、基準をまず議論して、それができたから改めて具体的に例えば経済統計とか人口社会統計、その他においてこれが基幹統計であるべきだとやるのは、余りに時間もかかりますし、基準をつくるところが抽象的な議論になってしまうのではないかと思います。

翻って基幹統計の意味合いということを考えてみますと、それは素朴に言えばやはり重要な統計ということに尽きるわけで、その重要ということは人それぞれで、基準は少しずつ違っていると思います。当然価値判断も含むと思いますし、時代によって変わってくると思いますが、そういうことを踏まえてもある種の常識的に日本で大切な文字通り、名前のとおり基幹的な統

計というのは大体こういうものだろう。現存の統計の中で言えば、こういうものは当然基幹統計になるだろうということがあると思います。

逆に言えば、こうしたものは必ずしも基幹統計とは言えないのではないか。これは物事は何でもそうですが、すべてがきれいに白黒に分かれるわけではなくて、グレーゾーンというのは当然あると思うのですが、そうは言ってもそれなりに基幹統計というのは現存統計の中ではこういうものではないかというようなことはおのずから常識的に議論できるのではないかと思います。

そこでお願いなのですが、この基幹統計というのは大体こんなものではないかということの一次案はかなり早い段階で統計委員会に出していただけないかと思います。それがファイナルではないわけですから、そこから議論が始まると言ってもいいのだろうと思います。

前に事務局に私は、日本の統計と比べたときに幾つかの先進国でどのような統計があるのか、その対応みたいなものとして一度簡単な表のようなものをつくっていただけないですかというお願いをしたと思います。趣旨は、要するにすべて外国のまねをすればいいというものではないにしても、他の先進国でこういう統計が大事だと思われていて、それが整っているのに日本ではないとか、それにかなり欠けたところがあるというのであれば、それはやはり外国の事情を見ることによっておのずから明らかになるのではないか。そういう意味で、幾つかの先進国でこういう統計がある。大体日本のこれに対応しているとか、外国のこれは実は日本に全くありませんとか、そこら辺の情報を付けていただいた上で、ワーキンググループに基幹統計とはこうしたものではないかというものをかなり早い段階でこの委員会に提出していただければというリクエストです。

○竹内委員長 今、吉川委員のおっしゃったことでひとつ申し上げますと、私の考えとしてはワーキンググループの御議論を全部ワーキンググループにそれぞれいただいて、結論が出たところでそれをまとめて全体の委員会で議論するという形にはしないつもりであります。全体としての基本計画部会は随時、少なくとも毎月1回は開かせていただきたいと思います。そして、その場でどういうことがそれぞれのワーキンググループで議論されていて、あるいはどういうことについては大体こういう方向で結論が出ているというようなことについての御報告をいただいて、そしてまた委員会全体としての意見があればその場で申し上げて、絶えずキャッチボールをしながらやっていく。委員会全体とワーキンググループ、あるいはワーキンググループ相互の間でも意見のキャッチボールを絶えずしながらやっていくという形で進めさせていきたいと思います。

その過程で今、吉川さんがおっしゃった具体的にどういうものを基幹統計にするかということも、なるべく早い段階から各ワーキンググループで、主として第2、第3ですが、経済統計と人口・社会統計について考えていただいて原案を出していただく。最後に原案がまとまってからということではなくて、途中の案を出していただいて、徐々に固めていくという方向で議論を進めたいと私は思っているので、その点はそういうことでよろしく願いいたします。

ついでに申し上げますと、基幹統計を議論するときに、また基幹統計をつくるに当たってどう

いう統計調査が重要であるか。したがって、どれを基幹統計調査にすべきであるかということ  
は当然議論されることになると思いますが、同時に基幹統計をつくるに当たって行政資料ある  
いは行政記録その他の資料で非常に有用なはずであり、重要であるというようなものがあれば、  
それもあるべくきちんと出していただきたいと思います。

それで、それをどういう名前にしたらいいのか。基幹統計資料というような形のもの、つま  
り調査でない資料をどういう形で扱ったらいいか。何らかのそういうものはっきりした場合  
にはそういうデータの資料を持っておられる省庁に対して、統計をつくることについて是非御  
協力いただきたいということを正式に要請をしたい。そちらにあるもの、いわばそれを持って  
おられる方から出そう、出したい、出してやろうと言われたものだけを受け取るというのでは  
なくて、やはりそこに一定のルールを作る。その行政機関の都合だけによっていきなりデータ  
の作成が中止されてしまったりするようなことが起こらないように、いろいろと制度的な保証  
をなるべくつくりたいと思いますので、そういうことについても是非御議論いただきたいとい  
うことをついでに申し上げたいと思います。

何かこの枠組みについて御意見がありましたらどうぞ。

○阿藤委員 今の吉川先生の御意見と竹内委員長のお話に少しずれがあるような感じがしたも  
のですから、基幹統計の大枠というか、大まかな資料というものを最初に出してはどうかとい  
うことに私も賛成です。

というのは、例えばほかの国でも日本と同じような指定統計とか基幹統計とか、そもそもそ  
ういう概念があるかどうかも余りよくわかっていないのですが、幾つかの有力な国についてそ  
ういうものがどのようになっているのかということをもむしろ事務局の方で整理して出して  
いただくと、それとの対象をしながら議論もしやすいのではないかと。日本にはこれだけのもの  
があるという資料というのは御準備いただけるのかどうかということですが。

○竹内委員長 そういうお願いは事務局の方には多分してあるということになっているかと思  
います。ですから、ワーキンググループの御議論の中で必要なデータをなるべく出して  
いただきたいと思います。

それで、少し私から余計なことを申し上げると、そういう資料は調べれば既にある程度ある  
部分もあります。あるいは、何年か前に総務省政策統括官室でこういう資料はできているとか、  
いろいろなものがあるのですが、それを一々皆さんは調べているお暇もないでしょうから、な  
るべくわかりやすい資料を事務局の方でまとめていただきたいと私の方からもお願いしたいと  
思います。

○出口委員 このワーキンググループのミッションなんですけれども、これはやはりタスクフ  
ォースとして5年の間に実施可能なものを夏までに取りまとめるというふうに了解しているの  
ですが、一方で基本計画部会の中に、あるべき統計や情報の利活用についてのトゥー・ビーの  
像をつくるという部分もあって、この辺りの切り分けというのが非常に難しいところで、ワー  
キンググループの中では当然のことながらタスクフォースとしてその範囲で議論をするとい  
うことが重要になってくると思うのですが、その辺りのトゥー・ビーの像ですね。

今日、私も最後の資料のところ若干そういう種類の資料を入れさせていただいて図なども書かせてもらったのですが、そういうものを何らかの形で基本計画部会の中で、これは実際にその5年の範囲で実施可能なものということではなくて、今回の議論の中でトゥー・ビーの像の中でそういうものを位置付けていくという操作みたいなものを議論する場というのは可能なのでしょうか。

**○竹内委員長** 抽象的に申し上げれば今、出口さんがおっしゃったようなことは是非やりたいと思います。つまり、現在こういうことは可能だということを中心にやることは確かですが、しかし、将来の方向性としてはこういう方向が望ましい。しかし、そのためには法律も含めて、あるいは制度とかいろいろなことの障害があってそれを変えなければいけないのだけれども、それは統計委員会だけで変えてほしいといってもすぐに実現できるものではないものもいろいろあるわけです。そういう面も含めて、将来はこういう方向についてなるべく努力すべきであるというような形のことは、基本計画の中に入れていきたいと私も思っています。

私は、5年めどの基本計画でも、当面すぐ実現可能なことと、5年のうちにはなるべく基盤が実現可能なものというものがあると思うのでありまして、30年、50年先のことを考えてもしようがないので、やはり私は5年くらい先に現実的な基盤をつくれれば10年先には実現できるというくらいのところをめどにして、そういう理想というものも入っているのではないかと思います。それもまた各ワーキンググループでそれぞれ議論をしていただいて、例えばそういう問題についてはこれがワーキンググループとしての一致した意見だということではなくても、いろいろビジョンを出していただいて、委員会全体としても部会で議論をして、それは最後の基本計画部会の文案の中に入れようとか、それは書いても無駄だからやめておこうとかという議論は後でやっていただければよろしいかと思いますので、どうぞ余り現実性ということだけにこだわり過ぎないでやっていただきたい。

ただ、現実性のないことだけ言っても仕方はありませんから、なるべく具体的なものを出していただければと思います。何か御議論はございませんか。

**○内閣府経済社会総合研究所** 今回は新しい法律ができて1回目の基本計画なので、ある意味で非常に歴史的にも重要な基本計画だと思いますが、一つ一つの具体的な対策についての案と、そこでは5年ないし3年でも良いのですが、実現の工程表をきちんと明確にすべきではないかと考えます。

なぜ工程表が重要かという、工程表に従ってこれから5年間の分散型の各統計部局が統計をつくっていくことになりますから、それについてフォローアップをきちんとするということが統計委員会の役割の一つになっているので、そういう意味では工程表というものは実現可能性を含めてある意味では基本計画の作成段階で各統計所管部局と議論をしながらまとめていくことが非常に重要なのではないかと気がします。

それからもう一つは今、出口先生がおっしゃったトゥー・ビーですけれども、やはり各国の統計の事情を見ていると、統計に対する信頼性とか、調査の困難性とか、それを実現するための各統計部局間、国民との協力の体制の問題とか、そういうことが今、非常に大きな問題にな

ってきているわけです。この間もシンポジウムで英国の話を聞きましたけれども、英国は政府が出す公的統計を国民が信頼している割合は20%で、ほとんど政府が介入しているのではないかと思われているというような話です。そういうことに対して、日本は幸いにして統計そのものについての信頼度というものは、そういう状態にはないわけですが、将来のことも考えると、公的統計をどういう位置付けにすべきかという基本的な姿勢のようなものをやはり基本計画部会で議論していただいて、冒頭にきちんとメッセージを国民に送っていただくというのが非常に大切ではないかと思います。

○竹内委員長 どうぞ、何か御意見はございますか。

○廣松委員 最初に井伊委員がおっしゃった論点に関連してですが、私はこの資料7の案で見ますと第4ワーキンググループに所属することになるようですが、このワーキンググループでは行政記録の活用とか、二次利用とか、大変重い内容を議論しなければいけないことになっています。私もこのワーキンググループで議論するのは個別の調査、あるいは統計に関して、例えば行政記録としてどういうものを利用すべきだとか、二次利用、オーダーメイドにしても匿名データにしても、どの統計に関してやらなければいけないとか、そういう個別の議論ではなくてももう少し一般的な形で議論できればと思っています。例えば行政記録の活用に関して今日の2つの答申の中でも座長の御意見として指摘されておりますが、そこで言う方向性をもう少し具体的にどういう考え方をとるべきか、さらには、匿名データにしても恐らく技術的にいろいろな出し方があるだろうと思いますので、それを一般的にどう考えるか。そういう点を中心に議論をするのが第4ワーキンググループであって、個別の統計のことに関しては、やはりそれぞれの第2、第3ワーキンググループの中で御議論いただき、それを第4ワーキンググループの方でも参考にさせていただきながら、ここに挙がっているいろいろな問題に関して意見をまとめていくようなことをしていきたいと思います。一応そういうことでよろしいのでしょうか。ある意味で確認なのですが。

○竹内委員長 まだ最後の結論まで出ていないのですが、第4ワーキンググループの座長は廣松委員にお願いする予定でありますので、確認ということでは、別に座長だけではないのですけれども、ほかの委員のでもそういう仕分け方について大体それで御了解いただけますでしょうか。

○舟岡委員 行政記録の活用については、個別の統計と密接に関わるということで異存はないのですが、二次利用の議論を個別統計を対象として行いますと收拾がつかなくて、二次利用については基準を設けて、どういうルールで実行するかですから、第4ワーキンググループでまとめて検討していただく方が効率的かと思います。

○竹内委員長 私もその点は舟岡委員の御意見に賛成で、二次利用とか、そういうものは特定のデータをそれぞれ別個に利用するのではなくて、統合的にまとめて利用することの方が多と思いますし、その方がより効率的な利用になると思いますので、そういう点ではそれはまとめて議論した方がよろしいのではないのでしょうか。

○井伊委員 私もそれで構わないと思いますけれども、10月の委員会で日本経済学会の要望書

を資料として提出しましたが、統計学会などでもそういったことを議論されていると思いますし、特に私が提出しました日本経済学会の匿名化データ利用に関する提言と要望に関しては、日本の経済学者でも国際的に活躍している経済学者数人が海外の事例を含めて時間をかけて非常に丁寧に議論をした成果ですので、是非提言と要望書を活かしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○竹内委員長 それは是非ワーキンググループの方での御議論の参考にもしていただきたいと思います。

ほかに何か御議論、御意見はございませんか。各省庁からおいでになっている方はオブザーバーという立場になっているのですが、別にオブザーバーとしてただ見ているというだけではないので、いろいろ御議論に参加していただきたいと思っているのですが、各省庁の方から何か御意見あるいは御希望でもよろしいのですが、ございませんでしょうか。

統計局長、何かご意見はございませんか。

○総務省統計局 特にこれといったことはございませんが、できるだけこの審議に我々も御協力していきたいと思っておりますし、またできるだけ前向きに統計の意義、役割、または利用価値が高まるように努力していきたいと思っております。

○阿藤委員 具体的な話をした方がいいと思うのですが、先ほど経済学会の話がございましたけれども、例えば人口学会がこの統計委員会に学会として意見具申をしたいという場合にはどのようなルートといいますか、竹内委員長あてに内閣府の住所で要望書を出せばいいのか、ほかにあるいはあるのかもしれませんが、何か一般的なルールというのはあるのでしょうか。

○竹内委員長 一般的なルールについて私もよくわかりませんが、私あてに要望書を出していただいてももちろんそれは全く差し支えないと思います。そういうものを出していただければ、適当な形で委員会にお諮りするということに当然なると思っておりますし、あるいはワーキンググループの方をお願いするかもしれません。ですから、出したい方はどうぞお出しくださいと言えいいんでしょうか。

外からの御意見もなるべく反映はさせていただき、よい御意見を反映していただきたいと思っておりますので、そういう御要望があれば幾らでも承った方がいいと思っております。

○吉川委員長代理 統計委員会の在り方全体とか、そういう話ではなくて今、阿藤先生がおっしゃったような二次利用のことについてはやはり潜在的な利用者との関わりですから、事務局がどういうふうにお考えになるかですけれども、統計委員会としてできるだけ潜在的な利用者に対して、どういうところが現状不便だとか、こういうふうに改善してもらいたいという意見を募るといふのであれば、アドホックにやるよりはホームページか何かで、現在こういうことを議論しているのだけれども、統計の利用について不便だと思っていることはありますか、改善するとしたら、どういうふうに改善したらいいと思っておりますか、御意見があったらお寄せくださいというような形で出してしまう方が透明性が高いのではないのでしょうか。

たまたまここに物理的に集まっている人の関係とか、知り合いとか、そういう人が意見が言

えるそうだというよりは、こういう時代ですから世の中全体に問うような形で、意見のある方はどうぞ統計委員会へてにお寄せくださいと。中には変なものもあるかもしれませんが、有意義な意見もたくさん寄せられるかもしれない。いずれにしても、それから活かせるものを我々の委員会として活かせばいいわけですから、そういうやり方の方が良いのではないのでしょうか。

○竹内委員長 先ほど法律の中にも、基本計画の作成については国民の意見を反映させるための必要な措置を講じなければいけないと書いてあって、事務局の方から御説明いただいたスケジュール案の中に、一応基本計画の中間案ができたなら、それに対するパブリックコメントを求めるといった日程表ができていますけれども、それより前に基本計画のいわば原案を作成するに当たっていろいろな御意見を伺いたいというようなことを、例えばホームページに出してそこに寄せていただくということは望ましいのではないかと思います。

○内閣府経済社会総合研究所 そういうこと自身が多分新しい統計のスタンスなので、それ自身を基本計画の中にはっきりしたメッセージとして国民に送るべきだと思います。

○竹内委員長 何かほかに御意見はございませんか。

私としては、この基本計画の中で例えば具体的な基幹統計とか基幹統計調査を指定するわけですが、そのときに基幹統計というものについて現状をただ承認するというだけではなくて、現在まだ少し欠けているところがあるとか、あるいはここはもっと強化すべきであるというようなことも含めて、一種の理想案としての基幹統計というものを頭に描いていただいて、それに対してこういう方向で改善すべきであるというような方向にさせていただきたいと思います。

そういう意味で、基幹統計というものの現状だけではなくてあるべき姿ということも頭に置いて御議論いただきたいと私は思っています。ですから、ここは非常に欠けているよということであれば、こういう基幹統計が本来あるべきなのに、現状はそれに対応するものがないから、こういう基幹統計を是非つくるべきであるというような意見を出しても、それは差し支えないのではないかと私は思っております。

何か御議論はございませんか。

○美添委員 私は第1ワーキンググループに所属しますが、ここに基幹統計の指定等の基準の明確化という項目が入っています。指定については個々のワーキンググループで検討することになると思いますが、それは各ワーキンググループでの検討状況は統計委員会に報告して十分議論することを前提にしております。

統計法の第4条で基本計画に盛り込むべきこととして、基幹統計とその他の公的統計があると私は読んでいたのですが、中間報告で考え方を整理するところまでは第1ワーキンググループでできると予想していますが、個別具体的にすべての統計についてどれを基幹統計とするということまで中間報告の時点にお求めですか。

○竹内委員長 中間報告でということはありませんし、具体的にはそれぞれ第2、第3のワーキンググループでもやっていただかなければいけないと思いますので、第1ワーキンググループで具体的な最終案をつくっていただきたいとは、私は今のところは考えていません。

○美添委員 第1ワーキンググループでは具体的に統計の名前を出すつもりは今のところあり

ません。基幹統計はいくつかの条件を満たさなければいけない。例えば、秘密の保護ができて  
いる。正確な統計データを集めて公表する体制を確保している。そういう条件を確認すること  
が第1ワーキンググループの課題で、第2、第3ワーキンググループでは個別分野の統計が重  
要であるという判断をして、それをこの場ですり合わせるということが現実的ではないかと思  
います。

○竹内委員長 今、美添さんがおっしゃったことで私は少し気になったのですが、今おっしゃ  
ったことは基幹統計調査に関してはそれでいいと思うのですが、基幹統計は必ずしもそう  
いうことではないと思います。つまり、基幹統計というのは必要な統計であって、現在  
ある統計では必ずしもないので、現在あるこういう統計について十分信頼性がある  
と秘密も守られていて云々のものがあるかどうかということは、基幹統計の条件には  
ならないと私は思っています。

○美添委員 私は、現在ある統計に限定で考えてはしません。統計をつくる  
とき、客観性とか、秘密の保護という基準を確認すべきで、そういう基準をつくる  
のが第1ワーキンググループの検討項目だと思っています。

○竹内委員長 つまり、それが可能であるということですね。そういう条件を満た  
しながら統計をつくることは可能であるということですね。そういう議論について  
はもちろんそれは結構で構いませんけれども、現実を出発点にはしていただきたく  
ない。

○舟岡委員 私も美添委員と同じ考え方でいました。第2ワーキンググループと第3ワー  
キンググループに共通しますが、先ほど委員長がおっしゃいましたように、現状では未  
整備であるけれども、基幹統計として整備すべき分野の統計、これは現時点では存  
在していないが、非常に重要な統計であるから、それを統計調査によるか、行政記  
録によるか、いろいろな手段はあるとしても、整備すべきだとする。それと、現  
時点では指定統計や重要な承認統計として存在していて、言ってみれば基幹統計  
の候補となる統計について第2、第3ワーキンググループでは、これらが重要  
であるので基幹統計として整備すべきだとする。

ところが、そういう基幹統計の候補の中には、標本の数とか、調査の仕方とか、あ  
るいは推計のやり方とか、いろいろな意味で本当に基幹統計として指定するには不  
十分な点があるものがある。そのような統計については、それぞれ所管している  
府省庁で基幹統計の基準に合致するように改善を図っていただくことになると  
思います。その基幹統計として適当と認められる基準が第1ワーキンググル  
ープで作成されるものと理解しています。

○竹内委員長 今の点では、基幹統計という概念と基幹統計調査という概念の区  
別についても美添委員、舟岡委員が繰り返されているところと、私が理解している  
というか、私がこうあった方がいいのではないかと考えていることとは、少しず  
れがあるように思えるので、そこは皆さんに御意見を伺いたいのですが、私  
はこう思っています。

今、美添さんがおっしゃったとおり、あるいは特に舟岡さんが今おっしゃった  
ことは基幹統計調査の指定についてはそれで望ましいと思うのですが、基幹統計  
というものはそれを元にしてつくられた統計の方なのです。例えば、基幹統  
計の一番重要なものとして名前が法律に出ている国民経済計算というものがあ  
りますね。

○舟岡委員 それも基幹統計ですね。

○竹内委員長 基幹統計ですけれども、あれはいろいろなデータからつくられるのであって、国民経済計算のための基礎データに信頼性があるって何とかというものは違うわけですね。基幹統計というものは信頼性がなければいけないのですけれども、基幹統計というのはいろいろな調査に基づいてつくられるわけですから、そういう意味では私は基幹統計という括りをするときには個々の統計調査よりはもう少し概念を広げて名前を付けていただいた方がいいと思います。

例えば、これは産業統計ということにするのか、工業統計ということにするのかということはありませんけれども、例えば工業統計についても工業統計調査と生産動態統計調査と何とか企業統計調査と全部別個に基幹統計にするということは望ましくないと思います。それは個々の統計調査ですから、そうでないと概念が非常に違ってきます。

それから、そうするとむしろ行政記録から統計をつくる際には行政記録だけに基づいて統計をつくるということは余りないわけですね。人口動態統計などはそれでいいですけれども、やはりいろいろなものを組み合わせてつくる必要があるわけですから、それに応じて例えばこの税務署の統計は税務何とか統計だとか、あるいは出入国管理の方からつくられるものは出入国管理統計とか、そういう形のを基幹統計という形に指定するということは、私は余り賛成ではなくて、それを元にしてつくった統計の方を基幹統計とすべきで、それを作成するための調査を基幹統計調査というようにレベルを分けて考えるべきだと私は思っているのですが、御意見を皆さんに伺いたいと思います。どうぞ。

○吉川委員長代理 私は舟岡先生がおっしゃっていることを少し違ったように聞いていたのですが、基幹統計というものはもちろん加工統計も入るわけです。GDPの統計も、委員長がおっしゃったとおりです。

ですから、もちろん基幹統計調査より広い概念ということなのでしょうけれども、基幹統計というものは抽象的な言葉で定義するとなるといろいろ難しいことはあるかもしれませんが、私自身はそんなに難しく考えていなくて、要は21世紀初頭の現在の日本という国において非常に重要で価値のある統計情報、そういう情報価値の非常に高い統計、これが基幹統計だと私は考えています。正確さとか秘密保持というのはもちろん望ましい特性で、取り分け統計調査については秘密保持などについては強く求められるということでしょうけれども、正確さなどになってくるとやはり相対的なものですね。

それは皆さん御承知のとおり、国民経済計算でも加工統計であるGDPの統計に正確さを求めたら世界中どこの国でもきりがいいわけで、本当の正確さは神のみぞ知ることになってしまうでしょうけれども、しかしとにかく大切な統計であるわけですから、これなしということはありません。したがって、それは基幹統計であるということになった上で、更に現状のいろいろな作成プロセスで改善の余地があれば、この点は舟岡先生が言われたのでしょうけれども、大切な統計である基幹統計だから、現状はこうした不満な点がある。したがって、そのところを改善するよという改善勧告のようものができるでしょうし、またその中で基幹統計調査については先ほどから美添先生が指摘されているような幾つかの要件とい

うものもちろん必要でしょうし、そこについてある程度一般的な基準も整えた上で、個別統計について改善すべきであれば改善要求を出す。

ちなみに、先ほどから既に何人かの方が言われていますけれども、基幹統計の中には全く今、存在しないようなものがあるかもしれない。つまり、大切な情報価値を持つはずなのだけれども、それが欠損している。現実に存在しないというのであれば、日本としてそれを整える必要がある。新たにつくり出す必要がある。当然そういうことになってくると思うのですが、いずれにしても基幹統計そのものは情報価値が高いというところから出発することで現在の新しい統計法の統計の理念にもかなっているのではないかと考えています。

舟岡先生は大体、私が今、言い直したようなことをおっしゃっていたのですよね。私はそんな違和感はなかったのですが。

○竹内委員長 美添さん、何かございますか。

○美添委員 私の発言を誤解されているようです。統計調査についての基準は確かに重要ですが、私が基準と言ったのは統計調査だけではないのです。例えば、税務情報を仮に利用できるとしても、その加工推計方法が客観的でなければいけないし、秘密の保護が十分できているという体制はつくらなければいけない、それが基準だと思います。人口動態統計でも同じことで、人口動態統計の元データは届出ですが、その加工推計については理論的・実的な手法はわかっているわけですから、そういう手法を適用する。それだけの基準があればいい。

新しいものでは、エネルギー統計は重要だと思います。ただ、今のところ、加工方法については残念ながら確立されていない。総合エネルギー需給に関しては基幹統計にしたいといけれども、現状ではまだ不安が残る。これをきちんとして、基幹統計にしたい。例えばそういうことです。

○竹内委員長 美添さんがおっしゃることはよくわかりますけれども、基幹統計ということについて、それらが満たされるまで指定しないということになると、是非そういう統計をつくってほしいということをごどこで言うかという話になりますが、その辺はどうしたらいいのでしょうか。

○美添委員 基本的には候補に挙げて、しかるべき体制が望ましい。そのために人も必要ですから、また第1ワーキンググループに絡みますけれども、そのような人材を確保してほしい。個別の作成者に言っても予算は取れませんから、これは委員会全体として、国全体としてこの分野が必要であるという言い方をするしかないと思います。

○吉川委員長代理 美添先生に質問も兼ねてですが、その正確さというものは先ほどから申し上げているとおり、ある程度相対的なものですね。したがって、やはりバランスといいますが、ものすごく正確なものでないと統計としてあってはならない。やや不正確かもしれないけれども、ないよりはあった方がいい。こういうこともあるわけですね。そうすると、ある明確な基準を一線引いて、それより下のものは統計としてあってはならないということになると、確かに若干正確性に不安は残るけれども、大変重要な情報なのだから、問題点を認識しながらも一応統計数字として数字を我々は持てるという状況とどちらが望ましいか。まさにマター・オブ・

ジャッジメントという話だと思うのですが、そこら辺についてはどのようにお考えなんでしょうか。

**○美添委員** 一般論で、何のために基幹統計を指定するのかということですね。不正確でもいから欲しいというものは、私は基幹統計ではないと思います。正確性の判断は確かに厳密なものとは言えませんので幅は広いとは思いますが、例えば回収率が5%、10%の調査から統計をつくったのでは、幾ら重要であるとしても、国が責任を持って公表できるかという、私はやめた方がいいと思います。せめて5割か6割か、この辺は調査の実施方法によりますが、その程度まで確保するような努力をした上で基幹統計にする。調査であればそうなりますね。

統計調査でなくて行政記録からの加工にしても、行政記録が対象とする母集団から適切に提供してもらえるのか。あるいは、特定の対象しか提供してもらえないのか。それによって統計の誤差の判断はできるはずです。確かに精度を計算して何%は認めて何%はだめだという表現は難しい。それは恐らくできないと思いますが、少なくとも考えるべき基準は大まかな形で提示できると思っています。

**○出口委員** まさにその問題というのは政策利用のための時定数、時間と関係してくると思います。例えば安心・安全とか、セキュリティに関してのデータを電子カルテから集めるというようなことは、国立感染研究所を含めて随分いろいろやられているのですが、それはほかにそれしか取りようのないデータで、若干の誤差は入ってもそういうものをベースに政策の基礎資料、しかも非常に時定数の早いデータが必要とされるような政策もあるので、それに必要な政策判断の根拠になるような情報というものを考えたときに、5年単位あるいは3年単位で正確な情報として上がってくるものだけが政策の基礎になるものではない。

もちろん数日単位のサーベイランスというのはそれこそ新興・再興感染症とか、そういうものと関係してくるので、そういうものがある種の政策情報であって、それに基づいてある種の利便性とのバランス感覚でやっていくというものは本来の意味での統計ではない。情報だけでも統計ではないという切り分けであれば、それは仕方がない部分があるのですが、そういう領域の部分というのはスキャナデータを含めて随分いろいろ上がってくる加工のところに出てくると思うので、その辺に関する判断というものは何らかの形でほしいと思います。

**○舟岡委員** 吉川委員が先ほど、基幹統計が提供するものは重要な統計情報であり、そのことが一つの要件だと述べられた点については、私も同感です。

その際に、美添委員が指摘していたように、情報源たる統計にある程度の基準をクリアしてもらわないと重要な統計情報たり得ないだろう。もしかするとその情報を非常に重要な統計情報として提供することで、誤った判断を国民に植え付けてしまうかもしれない。

具体的には、動態統計で早期に情報を把握したい統計については、当然のことながら対象となる標本数が少ない等の制約があります。そのため、非常に重要な統計情報は、国全体のマクロの情報に限らず、地域別にも利用したいけれども、地域別に利用したならば誤ったシグナルを与えかねないため、提供していない統計情報はたくさんあります。

国レベルの統計で考えたときに、承認統計等で行政上の必要性から、一部の対象に対して統

計調査を行って統計化しているものもありますが、それは限られた使い方を前提としています。その分野の統計として重要と考え基幹統計とすべきならば、重要情報を提供する基幹統計として相応しい中身を伴うように、しかるべく精度を保持するような形でより良い統計にすることを求めることが当然必要です。一方、基幹統計に指定されることで、統計調査において申告義務を課すことができ、それこそ統計委員会からもっと予算を増やせるようなサポートを受けるようなメリットが付与されることとなります。

**○竹内委員長** どうも基幹統計調査の話と基幹統計の話が絶えず行ったり来たりしていると思うのですが、私は基幹統計というものについて考えて、その名前を指定したときには、その基幹統計の中身にどの統計表とどの統計表があるということまでは指定するものではないと思っています。

というのは、同じ基幹統計がだんだん内容が発展してくることもあるし、それからまた余り要らなくなれば小さくなっていくこともあると思います。それでも基幹統計は基幹統計として同じ名前の方がいいと思います。一々地域表も付けるのはまた別の統計とか、そんなことをいうとそもそも国民経済計算などというものは絶えず変わっているわけで、絶えず改訂版が出来ますから、国民経済計算の何年の表を基幹統計にするかという話になってしまうと思います。国民経済計算という名前の付いた統計は、これまた基準が変われば中身は随分変わるわけで、その度に信頼性の程度も随分あります。

そういう意味で、基幹統計ということ指定したらそのすべての部分が必ずしもきちんと決まっているというものでもないし、あるいはこれは基幹統計として発表できるものなのか、そうでないのかということは基幹統計という概念を決めた後で、いろいろふくらんだりへこんだりしていいものではないかと私は思っています。

例えば、今までの指定統計調査に関する統計審議会での審議のように、こういう表まで公表するとその最後の公表形式まできちんと決めて、これで指定統計であるということと同じような意味で、そういう表のリストを全部つくって、そこが基幹統計であるという形で指定することは非常に難しいと思いますので、そうではなくてよろしいと思います。

つまり、私は基幹統計と基幹統計調査をわざわざ区別して法律で表現してあるというのはそれなりの意味があってやられたものだと思いますが、廣松さんは統計法の作成に関して大分関与されたと思うので、その辺の趣旨について私が考えていることでいいのかどうか、御説明いただけますか。

**○廣松委員** 私が直接関係しましたのは民間委託と二次利用という別の分野です。今、委員長がおっしゃった意味での統計と、それから統計調査、そして今回新しく業務記録から統計化したものが出てきたときに、私もどちらかという、適当な表現かどうかわかりませんが、かなりあいまいとした指定であって、中身はやはりその時期に応じて変わり得る、あるいは変えていかなければいけないものだろうと思っています。ただ、少なくとも今回の基本計画で指定するものに関しては先ほど吉川委員がおっしゃったとおり、現時点で日本の現状とそれに対する政策を立てるときに重要な統計だろうと考えます。

○舟岡委員 現行の指定統計があらかじめかなり細かい部分まで要件を規定されていて、それを踏み出すことができない点は改善すべきだろうと私も理解しています。しかしながら、前回の基本計画部会で経済統計の体系整備について報告しましたが、例えば、統計情報の特性に注目して整理するとか、情報源の違いによって整理するとか、といった統計の整理の仕方ごとに少なくとも基幹統計は指定されるべきであって、同様に、事業所と企業とでは調査対象が違うだけでなく、入手する統計情報も性格を異にします。先ほど委員長がおっしゃいました工業統計と生産動態統計は同じ産業統計だから基幹統計として一本で指定するとか、企業活動基本調査と工業統計、商業統計を全部一つの基幹統計として、企業活動に関する基幹統計と指定して良いかという、いささか疑問です。

○竹内委員長 くだいように申しますけれども、私は統計調査としては、それらは区別しなければいけないと思います。工業統計調査と生産動態統計調査とは基幹統計調査としてはもちろん区別されるわけですけれども、それによって得られる情報をそれぞれ別個に基幹統計として指定する必要があるかという、私はそうしない方がいいだろうと思っているだけです。

そうしないと、例えばエコミックセンサスがありますが、その結果をどういうふうに基幹統計にまとめるかという少し難しいと思うのですけれども、しかしエコミックセンサスにもし税務情報からの別のデータも含めて統計表をつくるというようなことを考えたときに、それを一体どういう名前と呼ぶのか。つまり、この調査によって得たものはエコミックセンサス統計と呼び、別の年の、例えば工業統計調査によって得たものは何と呼び、これは税務統計による、としたのではやはりまずいと思います。いろいろな情報源から得た情報であっても、お互いに結び付けて理解されるべき統計であれば、それは一つの基幹統計という名前と呼んで、それを構成する情報がいろいろな基幹統計調査から得られるという形であっても差し支えない。そういう形でむしろ体系化した方がいいだろう。私の個人的見解を申し上げて申し訳ないけれども、そのように思っています。

○美添委員 委員長の考えはよくわかっているつもりです。基幹統計広くを考えることも不可能ではないと思いますが、私の法律の読み方が正しいとすれば、基幹統計の中で一部分を基幹統計調査によって実施し、他の部分は承認統計、他の部分は行政記録から集める。これは基幹統計の作成主体が考えるべきことですが、それを指定するのは、統計委員会ではないでしょうか。そこまでの議論をする必要があると思います。

○竹内委員長 それはこの統計委員会になると思います。

○美添委員 ですから、基幹統計として重要なものを提示することは、委員長と吉川委員が指摘している方向でいいと思いますけれども、具体的にどうやってつくるのかという議論はある段階で必要です。ワーキンググループ2とか3では具体的にどういうものを基幹統計調査として報告義務を課す必要があるのかという議論をせざるを得ないと思います。

○竹内委員長 私もそのことに反対しているわけではないので、その議論と基幹統計という概念を決めるときの議論とは別のレベルの議論とした方がいいでしょうと申し上げているわけです。

○美添委員 難しいところがあるので、少し考えさせてください。

○内閣府経済社会総合研究所 前回か前々回に同じことを議論したような気がするのですけれども、例えば第2ワーキンググループでもって公的統計の体系的整備というのが経済統計についてなされる。この体系的整備がなぜ必要かという、体系的な整備をすることによって経済統計の中で何が重要で、何が基幹統計になるべき統計かということをはっきりさせるのが体系的な整備だと思います。それで、その体系的な整備に基づいて基幹統計であるというように指定するのはこの委員会で決めていただければいいわけで、何がア priori に基幹統計でなければいけないかということはない。体系の位置付けの仕方だと思います。

しかし、必要条件としてそうやってできた体系は可能な限り正確でなければいけない。可能な限り情報のきちんとしたものに基づいたものでなければいけない。これは統計である限りは必要な条件だと思うので、恐らく第1ワーキンググループの方はそういう必要条件をまず抽象的に議論されるということであれば、それはそれで必要な議論であろうと思います。

○総務省統計局 今までの基幹統計の議論を聞いていて私が感じるのは、統計というものが一つのまとまりとしてどこまでをとらえるかということが概念上混乱していることが、議論が難しくなっている原因ではないかと思います。

例えば国民経済計算といったどこまでの範囲の統計を国民経済計算と言うのか。恐らく国連で言うSNAと、内閣府の作成されている国民経済計算とは違うわけなので、例えばそのどこまで指定するのかという、その範囲をはっきりさせなければいけないですね。実は、基幹統計と基幹統計調査あるいは複数の情報源を組み合わせると何か新しいものをつくったときの基幹統計として指定するかどうかという議論は、先ほど竹内委員長の挙げられた工業統計と生産動態をまとめて1つの基幹統計とするのか、別々にするのかという問題とまさに関連してきます。恐らく統計として指定するためにはパブリケーションとしての単位とか、あるいは一つの統計事業のプロジェクトの単位として指定するというくらいの方がわかりやすいのではないかと思います。あまり観念的にアウトプットとして共通性があるからこれだけひとまとまりのものであると言って、いろいろとあちこちにあるものをつなげて一つの基幹統計に指定しようとすると非常に議論の混乱が起きやすいと思います。欧米の例などを見ましても、どちらかというとプロジェクト単位とかパブリケーション単位くらいで指定していくというような考え方をとっているのではないかと思うので、日本でもそういう考えをとった方がいいのではないかと思います。

それから、重要性の基準というのは非常に大事だと思いますが、正確性の基準もその次に私は大事だと思います。統計の中には試作品のような統計もありまして、重要であってもまだ発展途上のものというのは恐らくあります。重要性だけで決めるわけにはいかないだろうと思います。その上で、発展途上のものがより正確なものになるようにエンカレッジしていただくような仕組みをとり、その上で基幹統計として指定していただけるというような形の決め方をさせていただくのがいいのではないかと思います。

○吉川委員長代理 今、統計局長がおっしゃったことは一つの御意見で私なりにわかるような

気もするのですが、もう一方で統計というものの意義を情報価値という点から考えると、やはりユーザーの視点というものは重要だと思います。

統計というのは、いろいろな理由で幾つかの分野で似たような統計とか、あるいは場合によってはオーバーラップするような統計もつくられていると思うのですが、それが統計として公にされたときに、それを使う側からすると、場合によっては竹内委員長が言われていたようにある程度それを集約した形で一つの名前の下に統計として公表された方がわかりやすいということはあるだろうと思います。

ですから、そこら辺で個別具体的に詰めていった方が生産的かと思いますがけれども、いずれにしてもユーザーの視点から言うところの側とは少し逆に、集約されている、統一されている方が便利という面もあるということを指摘させていただきたいと思います。

**○竹内委員長** 統計局長がさっきおっしゃったことですが、私は賛成で、実は私が基幹統計というのは統計調査と必ずしも一致しないということを申し上げたのは、概念的にこの分野の情報だから全部まとめて一つの基幹統計にすべきだと思っているわけではありません。具体的に基幹統計というのは統計表の集合だと思うのです。ただ、統計表の集合であっても、これとこれとこれだという意味ではなくて、こういう一定の性質を持った統計表の集合だということです。

その場合に、その統計をつくるに当たっての情報源は部分によって違うことがあるかもしれない。ただ、統計表を幾つかまとめる場合に非常にうまくまとまるものがあれば、それを一つの基幹統計というように呼べばいいだろうというぐらいに考えているわけです。

その場合に、先ほどの生産動態統計と工業統計を一緒にしていいかどうかは別ですけども、例えば構造統計と動態統計を別の統計にしようというのは余り賛成ではない。やはり構造統計と動態統計はかなり結び付いたものではないか。同じ分野に関するものであればということですが。ですから、何々に関する構造統計、何々に関する動態統計というものを別個の基幹統計にしようとするのは余り望ましくないのではないかと私は思います。それについて別のお考えもあるかもしれませんが、そういうことであります。

それから、例えば同じ産業に関するものでもエコミックセンサスのデータとある産業に関するものだけのデータについて、これを別の基幹統計に指定しよう。そういうことをやっていると、やはり使う側にとっては非常に具合が悪いのではないかと思うので、私のイメージはある形でまとまっていたら非常にいいと思われるような、そしてその情報が非常に有用だろうと思われるような統計表の集合を基幹統計と呼ぼうというくらいのつもりでありまして、そんなに抽象論でいこうという気は全くありません。

**○阿藤委員** 基幹統計や基幹統計調査の議論が進んでいるのですが、竹内先生のお考えを例えば人口統計とか社会統計の方に当てはめようとする、先ほどの構造統計あるいは静態統計と、動態統計というと、国勢調査と人口動態統計も一緒に枠組みということになる。極端に言いますと、そうすると人口という統計が必要だ。つまり、基幹統計は人口統計だということで、その中にいろいろな調査があるというような考え方にもなって、これは非常に仕事が楽でいいな

と逆に思ってしまうのですが、多分そうではないんだろうと思います。

○竹内委員長 私はそこまで暴論を言うつもりはありません。

○阿藤委員 だから、概念枠組みとしてはもう少し具体化したものを置いておいて、例えば人口の方で言えば国際人口移動統計というのは重要ではないか。しかし、そのデータソースは幾つかあり得るというくらいの国際人口移動統計くらいまでブレイクダウンしておいて、そこに個別具体的に何か候補があるのではないかというくらいの感じで第3ワーキンググループとしてはまとめればいいのかと思っているのですが、そんなところでいかがでしょうか。

○竹内委員長 そういうふうにまとめていただければ大変ありがたいとは思ってしまして、何も国勢統計と人口動態統計を一緒にすべきなどというつもりは全くなくて、人口に関する統計は国勢調査だけでも報告書は何十巻かあるのに、何百巻かにしてしまえというつもりは全くないのでありまして、それはやはり別物だと思います。

と言っても、例えば人口動態統計の中の死因統計という部分について、その死因統計に関して別の医療統計の方から出た統計データと、人口動態統計から出た統計を別のものとみなすかどうかとか、その辺は少し厄介なところがあると私は思っています。

よくある別の例で言えば、交通事故の死者数というのは警察のデータと人口動態統計ではかなり違うわけですね。そのときに、あれは違うから警察事故統計、人口動態統計と別のものだとするのがいいのか。私は、それはやはり事故統計は事故統計ではないか。それをどういうふうにまとめるかは別としてそう思いますが、私が考えているのはそういうようなことです。

○阿藤委員 実は統計法を見たときにSNAと国勢統計が2つ、基幹統計として挙がっていたんです。結果としては別にそれでいいのですけれども、国勢統計というものが基幹統計であると言ってしまうと、まさに個別具体的ですね。

○竹内委員長 国勢統計と国勢調査とは別だと私は理解しています。

○阿藤委員 そうですか。国勢統計と国勢調査とは別なのですか。

○竹内委員長 国勢統計となっている意味は、恐らく日本では幸いにして国勢調査が完全な形で行われていますけれども、国勢調査はほとんど行われなくなっている国もたくさんあって、そういう場合でも国勢統計はあり得ると思います。つまり、人口に関する全体的な統計ということです。ですから、国勢調査と国勢統計とは必ずしも一致していません。日本では幸いにして国勢統計と国勢調査と一体となっていますが、いつまでそれが続くかわからないという気がないわけでもないのです。

どうも私は自分の意見ばかり申し上げて申し訳なかったのですが、別に私の考えのとおりにやっていただきたいと無理なことを押しつけるつもりはありませんけれども、やはりその辺のイメージを皆さんがある程度持ってやっていただかないと、いざ具体的に指定するときに別々のレベルでやろうと思っていることが両方ごっちゃになってしまうと困りますから、そこは整理しておいていただきたいと思います。

国勢統計について何かありますか。国勢調査による統計ですか。これは統計法にどう書いてありますか。全数調査に基づく統計を作成しなければいけないですから、多分将来これが不可

能になった場合には国勢統計が残って、この条文を変えなければいけないかもしれませんね。

わざわざ区別して使っていますからね。

○阿藤委員 印象としては私の方が多分正しかったのではないかと思います。

○竹内委員長 ただ、やはり言葉としては国勢調査と国勢統計は別に書いてあって、「国勢調査に基づいて国勢統計をつくる」と書いてあります。ですから、現在のところ国勢統計は国勢調査に基づかなければいけないというのが法律の規定です。

だけど、概念としては国勢統計というのは必ずしも国勢調査に基づかなくてもいいのではないかという気がします。ですから、言葉の問題ですから、国勢調査に基づかないものは国勢統計と呼ばないと言うのならそれでもいいのですが、しかし、例えば人口のデータを考えると、歴史的に言えば明治何年からずっとありますけれども、国勢調査は大正9年から始まったばかりなわけです。そうすると、大正9年以降のものは国勢統計だけれども、その前は単なる全人口統計だと読み替えてもいいですが、そういうふうを考えるのか。それとも、明治時代の統計を国勢統計と呼んでまずければ別の言葉を使ってもいいと思いますけれども、やはりそこには人口統計としては連続性がある。ただ、あるところから国勢調査によってそのデータは非常に正確になったというふうに考えた方がいいのではないかというのが私の考え方です。ですから、その辺はそれぞれの部会でも十分御議論いただいた上でやっていただければいいかと思います。

ほかに何かございますか。そろそろ時間がきてしまったのですが、議論の方向性について委員の方々に御議論をいただいたものが資料10でございます。

○舟岡委員 1点だけよろしいですか。資料5の4ページ目の今後の策定等スケジュールでは中間取りまとめ・中間報告は秋ごろとなっていますが、資料8は夏を目途に議論の取りまとめとあります。秋の方が助かるのですが、どちらの方が正しいのですか。

○内閣府統計委員会担当室長 資料5の方は基本計画部会としての中間取りまとめでありまして、その前の段階として夏までにワーキンググループの中で取りまとめるということです。

○竹内委員長 資料10ですけれども、実は資料10について議論はそれぞれもう既に内容的にはしていただいたというように理解しておりましたので、私のあるいは誤解かもしれませんが、資料10に基づく議論は時間の問題もありますから省略させていただきたいと思います。

そういうわけで、今後各ワーキンググループで議論をしていただきますから、第1ワーキンググループは美添委員、第2ワーキンググループは舟岡委員、第3ワーキンググループは阿藤委員、第4ワーキンググループは廣松委員に座長をお願いして、ワーキンググループに所属していただく方の名前はそこに入っていますので、そのようにお願いしたいと思います。

それで、もう少し先へいきたいと思います。もう一度論点については事務局で整理していただきたいと思いますが、今後検討を進めていきたいと思います。

○内閣府統計委員会担当室長 時間が押しているのでまとめたいのですが、前回の基本計画部会で井伊委員と佐々木委員と美添委員から意見が出ておりまして、それが資料として配布されております。こちらの方は、今日は時間の関係もあってなかなかまとまった議論はしづらいのですが、事務局サイドで拝見した感じでは、それぞれの御意見は十分ワーキンググループの方

で議論の課題として取り上げることのできる内容だというように我々としても考えております。そういうことで、特段これに関して追加の話がなければ、それぞれの担当のワーキンググループの方に課題として持っていきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

**○竹内委員長** そのようにお願いできれば、それはその方がありがたいのでよろしく申し上げます。

それでは、ワーキンググループの今後の進め方については、ただいまのいろいろな御議論を前提にして事務局の方で改めてまとめていただいて今後進めさせていただきたいと思っております。

それで、実はもう一つ御連絡いただくことがありますので、申し上げます。

**○内閣府統計委員会担当室長** 前回の12月17日の基本計画部会で、各委員からの御発表に関連して総務省と厚生労働省から参考資料が提出されています。総務省の資料はダグラス・有沢法則に関する既存データについての分析でありまして、厚生労働省の資料は医療介護統計の体系化に関連する推計方法や調査等の現状についてのものであります。資料が配られておりますので、こちらの方は適宜ごらんいただければと思います。

**○竹内委員長** それは、井伊さんはもうごらんになったのでしょうか。何かコメントはありますか。

**○井伊委員** 一言だけ、まずこうしたオープンの中で意見を交換する機会を与えていただいたことに非常に感謝しております。ありがとうございます。

2点ほどあるのですが、私も議事録を拝見しましたがけれども、2003年が国民医療費の最新のデータであるということは私の言いたかったことではなくて、OECDの推計値として2003年が最新ということですので。医療費の最新のデータが2005年ということで、私が申し上げたかったことは、現在は2008年ですし、医療費の推計に多少時間がかかるということですが、他のOECD諸国は極めて短期間で医療費について提出していることですので、その辺りは是非お願いしたいということです。

もう1点は、3点目の医療経済実態調査を公表しているということですが、集計値が発表されているだけで個票が使える状態になっていません。やはり個票を使わないとSNAなどに加工することができませんので、そういった意味で公表されているとは言えないというように申し上げます。以上です。

**○竹内委員長** 個票が公表されていないというのはどういう意味ですか。

**○井伊委員** 私が医療経済実態調査は公表されていないと言ったときに、先ほどの資料でホームページなどで公表されているということなのですが、公表されているのは集計値の方であって、個票データ、マイクロデータの方にはアクセスできないので、個票のマイクロデータの方を使わないとSNAなどに加工することはできない。そういった意味で、公表されていないと申し上げます。

**○竹内委員長** マイクロデータというのはどういう意味で取るかは別にして、個票そのものは公表しないのが原則だと思います。統計調査の場合、プライバシーの観点から。

**○井伊委員** それは、研究者の方にもですか。

○竹内委員長 研究者に対しても、それは特別の目的外利用でないとアプローチできないということですから、ホームページで公表するということは原則としてあり得ないです。

○井伊委員 ホームページで公表してほしいと申し上げたのではなくて、ホームページで公表されていますというのがこちらの回答でございましたので、そういうことを申し上げているのではなくて、何らかの形で研究者にも個票にアクセスできるようにしてほしいというのが私の前回の報告での意見でした。

○竹内委員長 井伊さんに申し訳ないけれども、公表されていますというときには、それは統計表のことであって、個票が公表されていないのはむしろ当たり前だと私などは了解していますので、是非データが欲しいと個別におっしゃっていただくのは結構ですけれども、公表というのはそういう意味で私は結構だと思います。個票が公表されないのが公表されないのではないかと、すべての統計調査は公表されていないことになりますので、それは少し無理ではないかと思えます。

○井伊委員 わかりました。少し言い方は適切ではなかったと思えます。失礼いたしました。

○竹内委員長 実は統計に関していろいろな御疑問などがあつたら、統計というのはよく知っている方はよくわかっていますが、知らない部分については、結構、訳がわからなくなることもありますので、どうぞいろいろこの場でもおっしゃってください。それで、それに関連する部局から、あなたの言うのは間違っているよと言いたいときにはきちんと言っておいていただければよろしいと思うので、その点はお互いに御遠慮なくやっていただきたいと思えます。

では、最後にそういうこととも関連しますが、統計調査票の目的外使用に関する資料が総務省政策統括官から出ています。参考資料の9ですか。これはどういう趣旨か、簡単に御説明いただけますか。

○貝沼総務省政策統括官 以前、当委員会の委員の先生方から、統計の目的外使用申請について時間がかかり過ぎているのではないかと御指摘をいただきまして、私どもの方で事務処理の迅速化、効率化を図るということから、幾つか当面の改善方策というものをまとめましたので簡単に御紹介させていただきたいと思えます。

資料は、参考9でございます。改善点は主として3つでございますけれども、1つは申請者からいただきました申請書類についてきちんとチェックリストをつくって、書類の不備等についてチェックをして速やかに処理をするということでございます。

2番目でございますけれども、統括官室と調査実施省の両方で見させていただいているわけでございますが、ある意味での役割分担ということで主として統括官室は秘密の保護及び公益性の観点を中心として審査をすることにさせていただくこととしたいと思っております。

3番目でございますけれども、統括官室及び実施府省におきまして申請されました案件についての進行管理を適切に行うようにするというものでございます。

更に、申請をする方々の便宜のために申請の手引きというものをまとめまして、申請書を記載するときの御参考にしていただきたいということでございます。

こういった措置によりまして迅速化を図っていきたく思っておりますけれども、どれだけ

効果があるか、まずはこういう措置をやらせていただいて、また様子を見ながらさらなる改善が必要であればそれに取り組んでいきたいと思っております。

この措置でございますけれども、2月1日から実施するという予定で準備しております、その間何かお気付きの点等ございましたら参考9の下の欄に連絡先を書いておりますので、御質問、御意見等をいろいろお寄せいただければありがたいと思います。以上でございます。

○竹内委員長 では、どうぞ。

○吉川委員長代理 統計の二次利用につきまして、統計制度改革検討委員会でも我々はずっと議論をしてきたのがこういう形で対応していただいて感謝したいと思いますが、このチェックリストや何かは2月1日以降でしょうか、ホームページか何かで、これもわかりやすい形で公表していただくことになるのでしょうか。どうなるのでしょうか。

○竹内委員長 チェックリストは内部的なものでしょう。

○吉川委員長代理 とにかく潜在的な申請者、申請をしたいと思う人に、こういう改善措置を図られたわけですから、従前よりは迅速化しています、やりやすくなりましたということが伝わるようにしないと、せっかくやっていたことが生きないと思います。その点をお考えいただければと思います。

○貝沼総務省政策統括官 御指摘のとおり、統括官室のホームページでこの措置について広く皆さんに御紹介するというようにしております。

○井伊委員 手引きの1ページ目の2番目に「目的外使用制度について」というところで、最後に「必要最小限の範囲で調査票の項目の使用を認めるものです」とあるのですが、必要最小限の範囲というのは統計法ではどのように規定されていて、何が根拠になっているのかということをお教えいただけますでしょうか。

○貝沼総務省政策統括官 統計法上は必要最小限というものは書いておりませんが、そもそも先ほどもちょっと御議論にあったとおり、目的外使用というのは個票を統計目的以外の目的に使うということでございますので、統計法において目的外使用の承認制度を設けるということ自体が例外的に許可をするという考え方でつくったものだとして理解しております、その使用につきましても必要最小限というような事務処理要領をつくっているところでございます。

○竹内委員長 「最小限」という言葉は問題かもしれませんが、「必要な限りにおいて」というのは、これはこういう統計についてやむを得ない限定だと思います。つまり、何でもいから欲しいと言われたら出さなければならないというものではないので、やはり必要と認められる限りにおいてという表現は役所の文書としては当然付くだろうと私は思いますが、「最小限」という言葉にあるいは少しこだわられる方もあるかもしれません。

○貝沼総務省政策統括官 確かに御指摘のような表現からすると、相当限定的ではないかという印象を持たれると思っておりますけれども、私どもは統計調査に回答される方々の信頼を確保することが第一義的に大事なことだというようなことから、現行法におきましては同じ統計調査を実施した部局にあってさえ、その目的外の制限がかぶるんだというような運用をしております、そういう趣旨で必要最小限で本当に必要な場合にその個票を目的外に使うんだとい

うことをここで言い表したかったということでございます。

なお、蛇足になりますけれども、こういう目的外使用という個票を直接見るようなことについての制限が厳しいのではないかというようなことから、新しい統計法におきましては二次利用として匿名データだとか、あるいはオーダーメイドということで、できるだけ利用を広めていこうというような制度改善に結び付いたものだというように御理解いただきたいと思います。

**○井伊委員** 私の過去の経験ですと、目的外使用をした場合をお願いした変数と異なる変数が間違っ入って来たり、お願いしていた変数が入っていなかったりとか、そういった間違いが起こったことはありましたし、一々各研究者が要請した変数を取るという手間がかかるのではないかと。今はやはり時間がかかるということが研究者の不満で、かえって手間がかかってしまいますので、そうしたら目的外使用用のデータを作成するとか、そうした方が担当者の方たちの手間も省けるのではないかとといったこともありまして、先ほどのような質問をいたしました。

**○竹内委員長** そのような目的外使用用のデータというものが匿名データだと私は理解してまして、匿名データは今ほんの一部しかつくられていませんから、これをもっと推進することは法律にもきちんと書いてあるので、今後進めるべきだと思います。

何かほかにありますか。それでは、今日はこの辺で終わりにさせていただきたいのですけれども、事務局から何かありますか。

**○内閣府統計委員会担当室長** 次回のアナウンスをさせていただきます。

今回は2月18日月曜日、15時から17時に、この会議室、4号館11階共用第1特別会議室で開催します。正式な通知は追ってお届けいたします。

また、前回の基本計画部会におきまして、平成20年度の統計委員会の定例日について御照会させていただきましたが、調整の結果、大変一部の先生方には申し訳ないことなのですが、本年度と同様に定例日を原則として第2月曜日、第2月曜が休日の月は第3月曜ということにさせていただきますと思います。よろしく願いいたします。

ワーキンググループの開催日につきましては、各委員の皆様には別途連絡させていただきます。以上です。

**○竹内委員長** どうもありがとうございました。今日は、議事の進行が不手際で延びて申し訳ありませんでした。それでは、ワーキンググループではそれぞれどうぞよろしくお願いいたします。

今日は、これで解散とさせていただきます。